

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年10月21日

京都市長 門川大作

建築物の所在地，用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市南区唐橋高田町32番地10 一戸建ての住宅 木造2階建て	(建築主) 京都市南区唐橋高田町 32番地10 窪田 勲	平成25年 10月2日	工事の施工を 停止すること。	建築基準法 第9条 第10項
	(工事請負人) 京都市南区唐橋赤金町 33番地10 住設建装新栄 波多野 新造	平成25年 10月2日		

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)